

杉並IT人材育成特区(第15回認定申請)

平成19年9月18日から28日までの期間において、構造改革特区第15回認定申請の受付があり、全国で22件の申請があった。杉並区からは「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」について申請した。

1 経過

区内にIT関係の専門学校を設置する学校法人から、「情報処理技術者試験(初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験)」の対象科目の免除に関する構造改革特別区域計画案の作成についての提案があった。

2 提案者

設置者	学校法人立志舎
学校名	専門学校東京IT会計21(杉並区高円寺北3-4-21)
創立年月日	平成9年4月1日
校長名	竹井一夫
目的	学校教育法に基づき人格の陶冶と、簿記、会計、情報処理およびビジネスに関する正しい知識を身につけ日本経済の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 特例措置を講じる法令等の名称及び規定の概要

情報処理技術者試験規則第2条

(概要)「初級システムアドミニストレータ試験」および「基本情報技術者試験」の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、『**情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识**』が課せられている。

4 IT人材育成特区とは

特区が認定された地域内において、規制の特例措置を受けようとするものが開設する講座(=経済産業大臣が定める履修項目に応じた履修計画に基づき、終了認定に係る試験の実施などを行う)を修了したものが「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」を受験する場合には、上記の午前中の試験科目を免除する。

なお、前回の特区申請までに都内で9区市(新宿区、文京区、江東区、大田区、世田谷区、台東区、墨田区、八王子市、国立市)が当該特区の認定を受けている。

5 杉並区への対応

IT技術の高度化や情報化の進展に伴い、地域、企業におけるIT人材の必要性が高まっている。このため、情報処理技術者試験に係る特例措置を活用し、資格取得の負担軽減を図る。これにより、合格者の増加が見込まれ、資格取得をめざす学生及び求職者を増やし、地域の活性化を図る。

また、若年層の職業能力開発や進学・就職の支援、区民の生涯学習への支援も併せて

実施し、まちづくりのために人づくりを支援する。

当該認定事業は、既に規制の特例として認定されており、IT関係の専修学校を設置している他自治体においても多数実施されている。申請は自治体を通じ行う事項でもあり、第15回の構造改革特区において「杉並IT人材育成特区」の申請を行った。

6 申請の結果

平成19年11月22日、特区として認定を受けた。(構造改革特別区域計画書は次ページ以降)

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
東京都杉並区

- 2 構造改革特別区域の名称
杉並IT人材育成特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
東京都杉並区の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

杉並区は東京23区の西端に位置し、平成19年4月1日現在の人口は520,957人、面積は34.02平方キロメートルの広さを持ち、区内には妙正寺川・善福寺川・神田川の1級河川が流れており、みどりと水辺のある豊かな自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた。みどり豊かな環境は心とからだの健康を支える大切な基盤であるとともに、そこに暮らす誰もがいきいきと生活できるよう、活力あるまちづくりの実現に取り組んでいる。

また、まちづくりの中心を「人」と考え、平成22年度のあるべき姿を「人が育ち人が活きる杉並区」とし、それぞれの地域における力を活かしていくという視点から様々な施策を展開している。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

IT技術の高度化や情報化の進展に伴い、地域、企業におけるIT人材の必要性、重要性が高まっている。優秀なIT人材を求める企業が増加しており、企業ニーズに沿った人材の確保も急務となっている。また、少子化が加速し、若年層の労働者人口が大幅に減少していくことから、職業能力開発を積極的に支援する取組が求められている。

このような現状の中、国家資格である情報処理技術者（初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者）試験に係る特例措置を活用することで、受験者の負担軽減による合格率の向上や、資格取得希望者が区内だけではなく広く集まることが予想され、多くの優秀なIT人材の輩出・育成が可能となる。

本特例措置に基づく講座を開設し、IT資格を有した人材を育成するための基盤整備を行うことにより、区内に情報処理技術の向上や資格取得およびスキルアップやキャリアアップを目指す学生や社会人などの流入人口が拡大し、学生や求職者に対する就職支援の一助となる。

- 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置に基づく講座開設事業を予定する事業者においては、情報処理技術者の

効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることになる。また、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報処理技術者試験の午前試験の免除により、受験者の効率的かつ体系的な学習が可能になることに加え、試験での負担が軽減される。それにより、当該試験の合格率の向上および合格者数の増加が期待でき、学生や求職者の資格取得を促進することが見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報処理技術者試験に係る資格取得が促進され、IT人材育成の機会が増える。学生や求職者がこれらの資格を取得しやすくなることは、就職支援の一助となる。

また、資格取得者の区内企業への就職が期待されるとともに、将来的には複数の区内事業者が学生や社会人、一般区民向けに講座を開設することで、スキルアップ・キャリアアップに資することが予想され、地域の一層の活性化が期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市型ビジネスの育成支援

住宅地と共存できる新しい都市型ビジネスを育成していくため、起業家養成を行うとともに、相談事業を通じて支援する。また、中高生向けの起業セミナーを行うなど、幅広い取組みを行う。

- ・ SOHO 事業者への経営相談・情報提供
- ・ 起業家養成講座の開催
- ・ コミュニティビジネスへの支援

(2) 商店街活動の基盤づくり

商店街が地域に密着したきめ細かなサービスを提供できるよう、IT(情報技術)などを活用した事業を積極的に進めるなど、商店街活動の基盤づくりを支援する。

(3) 情報教育の推進

小中学校学習用パソコンの機器更新及びインターネット接続の高速化を図り、コンピュータを利用した高度な学習環境を実現する。

(4) 地域人材育成・協働システムの構築

地域のさまざまな主体が、地域活動の実践者あるいは公共サービスの担い手となるよう「地域社会に貢献する人材」を養成する新しい仕組みとして、すぎなみ地域大学を運営する。

また、地域活動団体が自らの活動を広く区民に発信するとともに、地域活動に参加を希望する区民が必要な情報を得る場として開設された「地域活動応援サイト」の運営を支援する。

(5) ITを活用した区民の区政参加の促進

インターネットを利用した区政モニター、区のホームページを利用した区民意向調査、電子掲示板及び電子会議室の充実を図り、IT（情報技術）を活用した区民の区政参加を促進する。

* 「杉並区実施計画（平成17～19年度）平成19年度修正」より抜粋。

別 紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座
開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人 立志舎 専門学校東京IT会計21

所在地 東京都杉並区高円寺北3-4-21

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

学校法人 立志舎 専門学校東京IT会計21

初級システムアドミニストレータ試験対策講座 履修計画:別添資料1のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、当該講座の3分の2以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験(2 級)

試験科目：シスアド技術者能力認定試験(2 級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1	情報の基礎理論 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ構造とアルゴリズム 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3	ハードウェア 半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア OS の種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5	システム構成と方式 システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6	システム開発と運用 プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法

	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）
	財務会計（会計基準、財務諸表など）
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）
12	表現能力
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定す

る情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別 紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人立志舎 専門学校東京IT会計21

杉並区高円寺北3-4-21

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ 中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

学校法人 立志舎 専門学校東京IT会計21

基本情報技術者試験対策講座 別添資料2

(2) 修了認定の基準

基本情報技術者試験対策講座は、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席(3/4以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。なお、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	

	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）

IE 分析手法、管理図
確率と統計
最適化問題、意志決定理論
情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
関連法規（情報通信、知的財産権）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。